

議案第12号

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定  
について

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例（平成3年条例第8号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条第2項を削る。

第2条中「生涯学習センター及び学習館」を「生涯学習センター」に改め、同条の表中

「

新居浜市生涯学習センター	新居浜市繁本町8番65号
新居浜市神郷学習館	新居浜市神郷一丁目2番3号
新居浜市垣生学習館	新居浜市垣生四丁目2番18号

」を

「

新居浜市生涯学習センター	新居浜市繁本町8番65号
--------------	--------------

」に改める。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「生涯学習センター等」を「生涯学習センター」に改める。

第6条第1項中「所長及び」を「所長」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「生涯学習センター及び学習館」を「生涯学習センター」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 提案理由

施設の老朽化に伴い、神郷学習館及び垣生学習館を廃止するため、本案を提出する。